

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）の役員に支給する報酬及び退任慰労金（以下、「役員報酬等」という。）に関することを定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費及び手数料等の経費をいう。

### (役員報酬等の種別)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬及び退任慰労金を支給できる。

- 2 非常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給できる。
- 3 報酬は月額とし、賞与は支給しない。
- 4 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって報酬と使用人給与に区分して支給する。
- 5 役員報酬等は、受給者の申し出により辞退する事ができる。

### (役員報酬等の額)

第4条 役員報酬等の額は、別表に掲げる通りとし、理事報酬は別表の範囲内で理事会の決議により決定する。また、非常勤役員報酬は職位等に応じた月額報酬とする。ただし、監事は別表の範囲内で監事の協議により決定する。

- 2 月の途中で役員に就任又は退任した場合の報酬は、日割り計算により算出して得た額とする。

### (役員報酬等委員会)

第5条 役員報酬等委員会（以下、「委員会」という。）は、総会又は理事会の意を受け、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分、その額等について上申する。

- 2 委員会は、委員5名をもって構成する。
- 3 委員の総会への推薦は、会長が行い、社会保険労務士、公認会計士など実務に精通している者

を1名以上含め、総会の承認を経て会長が委嘱する。

- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 6 委員会の事務は、本会総務課がこれを行う。

(役員報酬等の支給日)

第6条 報酬は、月割り額を毎月25日（当該支払日が休日の場合は、その前日）に支給する。

- 2 任期途中で退任した役員に対する役員報酬等は、退任の日から起算して30日以内に支給する。
- 3 役員報酬等は、受給者が予め指定した銀行口座に振込む方法により支給する。

(退任慰労金)

第7条 常勤役員が退任し、最終的に役員でなくなった場合には、退任慰労金を支給する。この場合において、千円未満の額は切上げて支給する。

- 2 定款第24条又は第28条第1項第3号～第6号の規定に基づき役員を解任もしくは解職された者については、総会又は理事会の決議に基づき、退任慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

(在任月数の算定)

第8条 退任慰労金の計算の基礎となる在任月数は、役員としての引き続いた在任月数とする。

- 2 中途退任役員の在任月数の算定において、退任した日に属する月が15日未満の場合は切り捨てて計算する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(常勤役員の報酬等以外の処遇)

第10条 報酬以外の処遇については、次の通りとする。

- (1) 通勤手当は月額10万円を上限とし、電車その他の交通機関を使用する者に往復の実費を支給する。
- (2) 世帯同居者を遠隔地に残し、単身で本会常勤役員に就く者は、本会が住居を準備することができる。その賃料が月額20万円以下の場合、半額を本会負担とし、半額は本人負担として毎月の報酬から控除するものとする。尚、20万円を超える部分については全額本人負担として毎月の報酬から控除するものとする。
- (3) 着任及び退任にあたっての転居費等は本会負担とする。

- (4) 出張に係る交通費及び宿泊費並びに宿泊日当については、旅費規程によることとする。
- (5) 第2号に該当する者の帰省については、月に1回を限度として交通費の実費を支給する。
- (6) 毎年1回、健康診断を実施し、これに要する経費の内20万円を上限として本会が負担する。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、総会の承認を受けて行わなければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、平成23年度の役員から適用する。
- 2 当分の間、常勤監事については置かないものとする。
- 3 この規程は、平成24年6月9日より一部改正により施行する。

附則

- 1 この規程は、役員定義、報酬内容及び報酬額等を一部改正し、平成29年6月4日より施行する。ただし、それまでの間、現規程の第2条を「この規程に基づいて役員報酬等の支給を受ける者は、定款第19条に定める役員とする。」に、第6条の支給日を「毎月25日（当該支払日が休日の場合は、その前日）」に変更する。
- 2 規程施行に伴い、役員報酬等委員会委員選定のための要項並びに専従特別職の任命と処遇に関する規程については廃止する。

附則

- 1 この規程は、役員報酬等の額、役員報酬等委員会、退任慰労金、常勤役員の報酬等以外の処遇を一部改正し、令和4年6月5日から施行する。但し、役員報酬等の額については、令和5年度定時総会終結の時から施行する。

(令和5年度定時総会終結の時より)

別表 役員報酬等の額

(上限額を表示：上限額の変更は総会決議が必要)

|             | 常勤役員            |       | 非常勤役員    |
|-------------|-----------------|-------|----------|
|             | 月額(年俸)          | 退任慰労金 | 月額報酬(万円) |
| 会長          | 125.00(1,500)万円 | ※1    | 20万円     |
| 副会長         | 113.75(1,365)万円 | ※1    | 16万円     |
| 専務理事        | 106.25(1,275)万円 | ※1    | —        |
| 常務理事        | 95.00(1,140)万円  | ※1    | 12万円     |
| 理事          | —               | —     | 2.5万円    |
| 監事(業務運営に精通) | —               | —     | 9万円      |
| 監事(会計運営に精通) | —               | —     | 20万円     |

※1：報酬月額×(在任月数/12)×2